

特許ニュース

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ月61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和2年 12月 17日 (木)
(2020年)

No. 15317 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆知財の常識・非常識 ②
知財訴訟における証拠調べ..... (1)

知財の常識・非常識 ②

知財訴訟における証拠調べ

桜坂法律事務所

弁護士 古城 春実

はじめに

今回は、知財訴訟をあまり経験したことのない方のための初歩的なことから始めて、実務上問題になる点まで、知財訴訟における証拠についてまとめてみたいと思います。

1 証拠一般

証拠という語は、裁判で取り調べの対象となる有形物（証拠方法）を指すこともあれば、その取り調べによって裁判所が感得した内容（証拠資料）を意味することもあります。証拠方法には、大きく分けて人的証拠（人証）と物的証拠（物証）があり、物証には「文書」と「検証物」が含まれます。民事訴訟法には、証拠の種類に応じて、その取り調べ方法

SANKYO PATENT ATTORNEYS OFFICE

三協国際特許事務所

会長 小谷 悅司	(機械・意匠・商標・不正競争)
弁理士 川瀬 幹夫	(意匠・商標・不正競争)
弁理士 櫻井 智久	(電気・電子)
弁理士 玉串 裕治	(機械)
弁理士 西脇 浩子	(電気・電子)
弁理士 脇坂 祐子	(意匠・商標・不正競争)
弁理士 福山 東	(化学・材料・機械)
弁理士 宇佐 美本	(化学・材料)
弁理士 山本 正治	(機械・電気・電子)
弁理士 上田 治	(化学・材料)
弁理士 下田 志恵	(意匠・商標・不正競争)
弁理士 出井 康博	(機械・材料・機械)
弁理士 田島 弘幸	(機械)
弁理士 小島 之雄	(機械・電気・電子)

所長 小谷 崇	(機械)
弁理士 村松 敏郎	(機械)
弁理士 平田 敏晴	(電気・電子・機械)
弁理士 並川 晴也	(意匠・商標・不正競争)
弁理士 佐藤 鉄也	(機械)
弁理士 西千晶	(商標・不正競争)
弁理士 渡邊也	(電気・電子・機械)
弁理士 佐藤 幸介	(商標・不正競争)
弁理士 佐藤 勉	(機械)
弁理士 福成 幸平	(電気・電子・機械)
弁理士 成澤 幸平	(機械・化学・材料)
弁理士 山本 康平	(機械)
弁理士 本村 洋三	(機械)
弁理士 原尾 三子	(化学・材料)
弁理士 高祥建	(電気・電子・機械)

TEL : 06-6233-1456 (代表) FAX : 06-6233-1471 (代表)

E-mail : sokei@sankyo-pat.gr.jp

URL : <http://www.sankyo-pat.gr.jp>

が規定されています。

知財訴訟では、ごく稀に人証の取り調べ（証人尋問や当事者本人尋問）が行われることもありますが、立証の中心となるのは書証です。そこで以下では、書証の手続を中心にお話することにします。

2 民事訴訟法

<証拠の申出・取調べ>

証拠の取り調べは、当事者からの証拠の申出に基づいて行われます。民事訴訟法（以下「民訴法」）は、「証拠の申出は、証明すべき事実を特定してしなければならない。」と規定しています（民訴法180条）。「裁判所は、当事者が申し出た証拠で必要でないと認めるものは、取り調べることを要しない。」（民訴法181条1項）とされていますが、書証の場合、ごく稀な例外があっても、申出のあった文書はすべて取り調べられるのが通常です。

なお、民訴法は文書の証拠能力（証拠として使ってもよいかという意味での証拠適格性）について特段の制限を設けていません。したがって、例えば特許発明の新規性が争点となっているときに、出願日前に発行されたかどうかが怪しい文献、あるいは真正に作成されたかどうかが疑わしい文書なども、その文書が公知資料として新規性の有無の認定に使えるか、あるいはその文書の内容に信用性があるか（事実認定の基礎として採用できるか）などは別として、証拠としての適格性はあります。裁判所は、そのような文書も取り調べた上で、証明すべき事実をその文書から認定することができるかを判断して結論を出すわけです。

<書証の取調べ>

民訴法の「第五節 書証」では、「書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。」とされています（民訴法219条）。つまり、書証の申出は、举証者が所持する文書であれば、その文書を提出して行い、自らが所持していない文書については、文書の所持者（多くの場合相手方、稀に第三者）に対する文書提出命令の申立をして行うことになります。なお、同条の後段部分の文書提出命令については、数多くの論点があり、とてもここでは尽くしきれないで割愛します。

民訴法第五節の書証についての規定は、「図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについても準用する。」（民訴法231条）となっていることも覚えておいて下さい。

3 民事訴訟規則

最高裁判所が定める民事訴訟規則（以下「民訴規則」）は、「第三章 証拠」で、証拠について更に詳しく定めています。実際の訴訟では規則が重要ですので、以下で民訴規則の主なところを見ておきましょう。

第一節 総則

第99条 証拠の申出は、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示しなければならない。

一

第五節 書証

(書証の申出等)

第137条 文書を提出して書証の申出をするときは、当該申出をする時までに、その写し二通（当該文書を送付すべき相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出するとともに、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書二通（当該書面を送付すべき相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 前項の申出をする当事者は、相手方に送付すべき文書の写し及びその文書に係る証拠説明書について直送をすることができる。

(訳文の添付等)

第138条 外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならない。この場合において、前条（書証の申出等）第二項の規定による直送をするときは、同時に、その訳文についても直送をしなければならない。

2 相手方は、前項の訳文の正確性について意見があるときは、意見を記載した書面を裁判所に提出し

なければならない。

-

(文書の提出等の方法)

第143条 文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本でしなければならない。

2 裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。

写しの一致を確認しているのです。このように、書証の取調べといつても、裁判所は期日で提出された文書をその場で閲読して内容を把握するのではなく、「写し」によって内容を把握するわけです。

なお、これとまったく異なるものとして、実務では「原本に代えて写しを提出」することが認められていますが、これについては後に述べます。

<取調べの留保>

文書は、取り調べられて初めて、証拠として判決の認定の基礎に用いることができます。書証の取調べは、原本を提出して行う必要があり（民訴規則143条）、原本を提出することなく書証の取調べを行ったとすることはできません。そのため、当事者が書証の原本を期日に持参していない場合には、「写し」が事前に裁判所及び相手方の手元に届いていても、取調べが留保されます（証拠の申出をした当事者は次回以降に原本を持参するよう促されます。原本が最後まで持参されない場合は、原本の取調べができないので、その証拠申出は却下されることになります。）。原本提出の場合は、提出された写し（コピー）とその原本を照合して確認するので、期日に原本を持参するのを忘れないことが重要です。どの書証について取調べが行われたかは、調書に記載されます。

<原本に代わる写し>

文書の取調べは、前述のとおり、原本によって行うのが原則ですが、実務上は、「写しを原本として取り調べことがあります。これは、裁判所が原本の代用である写しを閲読することで原本を取り調べたことにするということで、この場合も証拠方法となるのはあくまでも原本自体です。相手方が原本の存在と成立を争わず、写しをもって原本の提出に代えることに異議がない場合には、「写し」に基づいて元になった「原本」に記載された内容を認定するということが行われます。

知財訴訟で多く証拠とされる特許公報類は、「写し」を原本として取り調べが行われますし、書籍や雑誌掲載論文などの刊行物についても、通常、同様の扱いがされます。一方、報告書、陳述書、「〇〇証明書」といった類の文書については、その成立と真正を確認するという意味で、「原本」による取調べを行うのが普通です。

4 書証の取調べ手続

<原本の提出>

文書は、その原本を裁判所に対し提出して取調べを行うことが原則です（民訴規則143条）。陳述書や報告書であれば、作成者の署名押印がある報告書そのものが原本です。

裁判所は原本類を保管することなく、原本は取り調べた後、その場で返却されます。したがって、「提出」というのは、実際には裁判所に対して文書を「提示」することだと考えてください。もっとも、原本を提示しただけでは、裁判所も相手方も、文書を手元に置いて内容を確認することができないので、「写し」の提出が必要とされています（民訴規則137条）。写しは、裁判所用と相手方用（相手方が複数のときはその数に応じた部数）が必要です。

実際の運用では、裁判官や調査官用の手元控え用として、追加の部数の写しも提出することになっています（この追加の部数は、あくまでも裁判所の要請に基づくという性質のもので、民訴規則上必要とされているものではありません。）。裁判所のホームページには特許、商標等の事件の種別に応じて必要な写しの部数が掲載されています。

<原本確認>

文書の提出行為が行われる期日（通常は弁論準備）では、証拠申出をした当事者が持参した「原本」と裁判所及び相手方に期日前に提出済みの原本の写し（コピー）とを、裁判所と相手方が確認し、写しが間違いなく原本どおりであるかを確認する手続が行われます。訴訟に立ち会った経験のある方なら、裁判官と相手方当事者が、それぞれ、申出者から提示された「原本」と「写し」を、一頁ずつ確認しているのを見たことがあると思いますが、これは、原本確認といって、原本と、裁判所や相手方の手元にある

5 証拠説明書

<記載項目>

「証拠の申出は、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示しなければならない。」(民訴規則99条)との規定を受けて、書証については、書証の申出をする場合には「文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を提出しなければならない」(同137条1項)と定められています。

民訴規則で要求されている項目は、「標目」、「作成者」、「立証趣旨」の3点で、これを満たせば、民訴規則上は証拠説明書として何の問題もありません。しかし、実務上用いられている書式では、この3点に加えて「原本・写しの別」「作成日」の項目が設けられています。

証拠説明書の書式は特に限定されていませんが、実務上は裁判所が例として示した書式で作成される場合がほとんどです。参考までに、東京地裁知財部と知財高裁の各ホームページから、証拠説明書記載例の一部を引用します(末尾)。

<証拠説明書の記載方法>

① 証拠番号の付け方

書証に付ける証拠番号については、付け方に特に理論があるわけではありませんが、実務上、原告提出文書は甲、被告提出文書は乙、参加人提出文書は丙とし、当事者などが複数いるときは、例えば原告複数の場合であれば、甲ア、甲イというように符号を付けます。番号は、通常、「甲第1号証」、「甲第2号証」のように通し番号としますが、何らかの必要がある場合には、「欠番」とする(番号を飛ばす)することもできます(この場合、証拠説明書の号証欄に番号だけは記載して「欠番」と表示すると間違いないません。)。

また、ひとまとめりの書面に複数の文書が含まれる場合は、「甲〇号証の1」、「甲〇号証の2」のように枝番号を用いることがあります。

② 文書の標目

証拠申出をした文書を特定するための重要な記載です。

標題のある文書であれば、その文書の標題を正確に記載し(「通知書」、「報告書」、「契約書」など)、標題がない文書であれば、書き出しや文書の内容、形状に応じて、どの文書であるかがわかるような

事項を標目欄に記載します。

文書が書籍の一部である場合は、書籍の標題を記載し、括弧書きで「抜粋」と付記したり、ページ数を付記したりします。書籍の場合、書籍の中のどの部分を提出したかを明らかにするために、提出するページ数を括弧書きで「〇頁～〇頁」と記載しておくのがよいと思います。書籍の別の部分を後から証拠として提出したり、相手方が提出した書籍の別の頁を証拠にしたりする場合を考えると、証拠説明書にページ数を付記しておくと後々間違いがありません。雑誌論文の場合は、雑誌名・巻・号、論文のタイトルを記載します。

③ 作成年月日・作成者

作成年月日は民訴規則上要求された事項ではありませんが、同じような標題・内容の文書が複数ある場合などには、文書を特定するために日付が必要となる場合もありますし、日付が事実認定に重要な役割を果たすことがあります。特に、知財訴訟では、証拠とする文書が公知となった日など、日付が重要であることが多いので、わかる限り正確に記載する必要があります。作成日付をどこまで詳しく記載するかは、立証すべき事項との関係によっても変わります。例えば、日付が重要でないケースで、作成日がわからない場合には、作成年月日欄に「不詳」と記載したり、「〇〇年〇月〇日」と記載したりする場合もあります。

書籍の場合には奥付記載の発行日、公報類についてその発行日、雑誌については雑誌の記載から把握できる刊行日などを記載するのが通例です。

作成者の記載は、民訴規則上、要求されている事項ですが、例えば、作成者が不明で、そのような文書が存在したこと自体が立証事項である場合には「作成者不詳」と記載することもあります。

④ 立証趣旨

その文書によって何を立証したいかを記載する欄です。

参考例の書式では、「引用刊行物の内容」といったやや抽象的な書き方になっていますが、実際にもう少し詳しく記載したほうがよいと思われます。

もちろん、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示する(民訴規則99条)という

観点からすれば、「引用刊行物の内容」といった記載で十分なのですが、証拠説明書の実際上の役割はこれにとどまるものではありません。

知財訴訟では、数多くの文書が証拠として提出されるのが常で、その中には、特許文献や学術論文、実験報告書、陳述書といった種々多様なものが含まれ、その多くが、訴訟で争点となっている特定の技術的事項に関連しています。そういうた技術的争点が多くなるほど、訴訟の関係者にとっては、どの技術的争点に関連する内容が、どの文書にどのような形で記載されているのかを、迅速かつ漏れなく、的確に把握することが難しくなってきます。こうした問題に対して、証拠説明書は、証拠を横断的に検討しようとする際の有益なツールともなるのです。特に、多くの事件を並行して担当している裁判官にとって、証拠説明書は、どの争点につきどのような証拠があるかを把握したり、技術内容についての記憶を喚起したりするための手段として、重要な役割を果たします。このような観点から、証拠説明書には、その文書のどこに何が記載されているか（特に読んでほしい箇所や要点）、それが立証事項とどう関係するかなどを、簡潔に記載することをお薦めします。証拠説明書の形式は、法定されているわけではありませんので、立証趣旨欄中に、説明として立証事項に関する内容の記載を追記したり、備考欄で説明を追記したり、工夫の余地はいろいろあると思います。

証拠説明書の書き方などは些末なことと思われる向きもあるかもしれません、証拠説明書に何を書くかは案外重要なことなのだということを、改めて強調しておきたいと思います。

⑤ 備考欄

備考欄は、上記以外の他種々の情報で、必要ないし便利と思われるものを記載します。

特に、審決取消訴訟では、審判時における証拠番号と、訴訟での証拠番号がずれてしまう場合がほとんどなので、備考欄に、審判時の証拠番号との対応関係を示すとよいでしょう（知財高裁の証拠説明書例参照）。

<訳文の重要性>

外国文献の証拠調べを申し出る場合、「取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならない。」（民訴規則138条1項）とされています。添付する訳文は、「取調べを求める部分について」のみで足ります。文献の一部のみの訳文提出した場合、訳文のない部分は証拠の申出の対象となっていないことになるため、裁判所によって当該文献の内容として考慮されることはありません。したがって、外国文献を証拠とする場合は、十分に検討して、どの部分に訳文を付けるかを決める必要があります。

外国文献が証拠として訳文と共に提出される場合、訳文は外国文献を理解するための手引きに過ぎず、証拠とされるのはあくまでも外国文献そのものです。しかし、そうはいっても、実際問題として、裁判官にとっては、訳文が証拠（特にその技術的内容）を理解する上での唯一の拠り所となってしまうのは避けがたいことです。その意味で訳文は非常に重要で、外国文献については細心の注意を払って訳文をチェックし、正確な訳になっているか、訳出すべきところがきちんと訳出されているか、技術用語が正しく使われているかなどを確認する必要があります。

<訳文の誤り、非訳出部分等>

相手方から提出された外国文献の訳文が正確でない場合、「訳文の正確性について意見があるときは、意見を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。」（民訴規則138条2項）として、訳文について意見を述べることとされています。実際、訳文の誤りや、誤りとまで言えなくとも適切でない訳が付されている場合、訳文をめぐって双方の応酬（用語の意味についての辞書や文献の出し合いなど）が行われることも時として生じます。

また、相手方から提出された訳文が外国文献の一部訳となっていて、当方に有利な部分が訳文として出ていない場合には、訳文のある個所以外の部分を証拠にしたいということもあるでしょう。このような場合の扱いは、実はよく分からないところがあるので、有利な部分も含めた訳文を添付して、その文献を改めて証拠として提出することになるかと思います。

なお、よく間違われることですが、訳文は、それ自体が証拠となるわけではないので、「○号証の訳

文」として提出すべきで、原文と別の証拠番号を付けるのは適切ではありません。

7 控訴審での証拠

侵害訴訟などの控訴審は、手続上、一審の続き(統審)という位置づけですので、一審の記録がそのまま控訴審に引き継がれます。そのため、控訴審で新たに提出する証拠の番号は、一審からの通し番号となり、控訴人、被控訴人と呼び名が変わっても、一審で原告であった側の証拠は甲号証、被告であった側の証拠は乙号証とします。

8 審決取消訴訟の証拠

一方、審決取消訴訟は、行政庁のした処分(審決等)の取消を求める行政訴訟とされており、審判手続とは別の独立した行政訴訟(第一審)です。このため、審判等の手続中で提出された証拠が裁判所に引き継がれてそのまま証拠になるということではなく、必要な証拠類は改めて提出する必要があります。

<基本的書証の提出>

実務では、審決取消訴訟の提起後、裁判所が指定する期間内に、基本的書証を原告が提出することになります(知財高裁ホームページ)。したがって、審決取消訴訟の原告は、基本的書証と考えられるものについては、相手方が審判で提出した証拠も含めて、書証(甲号証)として提出しなければなりません。例えば、無効審決を受けた特許権者が原告として審決取消訴訟を提起した場合、審判手続で請求人から無効理由を裏付ける証拠として提出され、審決の理由とされた文献等は、審決取消訴訟では、原告(特許権者)が甲号証として新たな証拠番号を付けて提出することになります。当然、審判時の証拠番号とはズレが生じますので、対応関係を明らかにする必要があります。知財高裁がホームページに掲載している証拠説明書の記載例を見ると、地裁の書式とは異なり、備考欄を設けて、そこに審判時の証拠番号を書くようになっています。これは審決書に記載された審判時の証拠番号との対応関係が一目瞭然となるようにするためです。なお、審決副本は審決取消訴訟の訴状の添付書類として提出する扱いになっているので、証拠として提出はしません。

ところで、無効審判では、特許庁が、当事者が提

出した証拠によらずに職権探知で独自に発見した文献を理由に、特許発明の新規性や進歩性を否定することがあります。この関係で、一度、非常に困った経験をしたことがあります。ある無効審判で、特許庁は、審判請求人が提出した公知文献に基づく進歩性欠如の主張は排斥し、自ら探し出した某国図書館所蔵の学術文献A(英語版)を引例として、特許発明の進歩性を否定する審決をしました。審決中には、文献Aの関連部分の引用とその翻訳が記載されました。しかし、文献Aは当事者から証拠として提出されたものではないので、当然、被請求人は文献Aの写し(副本)も訳文も保有していません。無効審決後に提起した審決取消訴訟で、原告として基本的書証を提出するという段になって、その文献はコピーも入手困難なことがわかり、写しの提供を特許庁に依頼しましたが、なぜか、協力は得られませんでした。ただ、審決には、文献Aそのものではないが同一内容とみられる別の文献B(文献Aとは発行日が異なる審決の基礎とはされなかった)についての記載があったので、やむを得ず、文献Bを甲号証として提出し、証拠説明書中に、文献Aそのものは入手できないので提出できない旨を付記したことがあります。これには裁判所も少し困ったようですが、結局、最終弁論で文献Aと文献Bが同一内容であることを認めるという陳述を調書にとった上で、文献Bを採用しました。なかなか珍しい経験でしたが、民訴法や民訴規則等はそのような場合を想定した規定を置いていないので、こういった問題が生じ得るわけです。

9 写しについての注意事項

細かいことですが、写しの提出に際してはいくつか注意すべき点があります。

- ・鮮明で判読できるコピーを出す。
- ・写真や図が入っているもののカラーコピーについては、色調や解像度にも注意する。
- ・写しは記録に編綴されるので、肝心な部分に穴があいたり、見にくい部位が生じたりしないように綴じ代や余白に注意する。

要は、書証は原本が基本といつても、実際に裁判官が閲讀して内容を把握するのに用いるのは写しなので、内容の把握に問題が生じないよう、提出するコピーにも細心の注意を払うということです。

なお、証拠にしようとする文書に、秘密事項や相手方に知られたくない情報が記載されている場合は、その部分をマスクしたものを原本とする（写しもマスク付きの状態で提出）ということも行われます。

10 弁論準備手続等における証拠調べ

<弁論準備手続における証拠調べ>

「裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を弁論準備手続に付することができる。」(民訴168条)、「弁論準備手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。」とされています(民訴169条)。

弁論準備手続では、当事者による準備書面の提出や、文書(231条に規定する物件を含む)の証拠調べを行うことができ(民訴170条2項)、手続は「受命裁判官」(弁論を担当する裁判官の1名又は2名が指定される)によって行われます。

実際、証拠調べも含めて、知財訴訟の審理手続の大部分は、準備手続で行われ、その結果を弁論に上程した後、判決に至るというのが実情です。

11 コロナ下での審理

コロナの影響で、この1年間に、裁判所の期日も当事者双方の出頭は不要な方式で行われることも増えました。

(準備手続) 準備手続は、裁判所が当事者の意見をきいて相当と認め、かつ、当事者一方が期日に出頭した場合には、「裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法」によって行うことができます(民訴170条3項)。

(書面による準備手続) これとは別に、「書面による準備手続」(民訴規則175条以下)という手続もあります。書面による準備手続は、準備手続(当事者の一方が出頭することが前提)とは異なり、「当事者の出頭なしに」「準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続」とされています。

以下、民訴規則の要点部分のみを抜粋して示します。以下の条文からわかるように、書面による準備手続で証拠に関して行われるのは、あくまでも証拠の整理等に関する協議で、証拠調べそのものは、弁

論に持ち込されることになります。

175条 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続をいう。以下同じ。)に付することができる。

176条 書面による準備手続は、裁判長が行う。ただし、高等裁判所においては、受命裁判官にこれを行わせることができる。

・・・

3 裁判長等は、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

4 第百四十九条(第二項を除く。)、第百五十条及び第百六十五条第二項の規定は、書面による準備手続について準用する。

(証明すべき事実の確認)

第百七十七条 裁判所は、書面による準備手続の終結後の口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによって証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。

最近では、審決取消訴訟や侵害訴訟で、裁判所を主催者とするウェブ会議による期日がしばしば実施されます。特別な事情がある場合を除き、原則としてウェブ会議に接続できる拠点は各当事者につき1か所という運用なので、案外使い勝手が悪い面もあるのですが、今後の活用と運用の改善に期待したいと思います。

あとがき

最近つくづく感じるのは、知財訴訟で準備書面や証拠の写しとして裁判所に提出する紙の量の多さです。昨今は依頼者も種々の資料を電子データとして保管していることが多く、訴訟記録についても準

備書面や証拠のハードコピーは要らない、データで送ってくれ、といわれることが増えています。また、代理人同士の間で、互いに合意の上、書面や書証の副本としてハードコピーは不要、pdfデータの受領をもって副本を受領したことにして、裁判所に受領書を提出するという便法をとる場合もあります。

裁判所が保管すべき正式記録等についてはやむを

得ないところがあるのかもしれません、少なくとも正本・副本以外に追加で提出する写しについては、規則上必要なわけでもないので、なんとかならないかというのが正直な実感です。

デジタル化と紙書類の削減が世の趨勢となる中で、細かいことですが、このあたりでも改革できるところは多いように思います。

号 記	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 1	特許登録原簿謄本 (特許第○○○○○○○○号)	原本 平〇.〇.〇	経済産業事務官 ○○○○	原告が本件特許の権利者であること及び本件特許の登録事項
甲 2	特許公報 (特許第○○○○○○○○号)	写し 平〇.〇.〇	特許庁	本件特許明細書の記載内容
甲 3	図面(被告製品)	原本 平〇.〇.〇	○○○○ (原告従業員)	被告製品の形状

(東京地裁)

号 記	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日 作成者	立 証 趣 旨		備 考
			H00.00.0	本件審決における引用刊行物1の内容	
甲 1	実願昭○○-○○○○○号 (実開平○○-○○○○○号) の マイクロフィルム	写し 特許庁			審判甲第1号証
			0000. 00.00	本件審決における引用刊行物2の内容	審判甲第2号証
甲 2	国際公開特許公報 (WO ○○○○○○) ※必要な箇所の (訳文添付)	写し WIPO			
			WIPO		

(知財高裁)

一つづく一

②は10月14日付掲載

※次回は2021年2月掲載予定